

言語社会研究科 博士審査要旨

論文提出者 木間 英子
論文題目 日本における音楽教育理論の美学的基礎の研究
—情操教育としての音楽教育再考—
論文審査委員 田辺 秀樹教授、藤野 寛教授、尾方 一郎教授

1 本論文の構成

序章 研究の課題

1. 問題意識
2. 先行研究
3. 研究の視点

第1章 日本の音楽教育における情操教育の理念

1. 国民的情操の醇化——1941年『国民学校令施行規則』
2. 美的情操の育成——1947年『学習指導要領音楽編（試案）』
3. 『学習指導要領音楽編』目標文の変遷

第2章 古代ギリシアの情操教育論

第1節 情操の語義および概念

第2節 エートスの教育——プラトンのムーシケー教育論

1. プラトンのパイディア思想
2. 『国家』におけるムーシケー教育論
 - (1) 『国家』におけるムーシケー概念
 - (2) プロパイディアにおけるムーシケー教育
 - (3) ムーシケーの倫理的機能
3. 『法律』におけるムーシケー教育論
 - (1) 『法律』におけるムーシケー概念の変化
 - (2) プロパイディアにおける原初的感覚の教育

第3節 教養のための教育

——アリストテレスのムーシケー教育論

1. アリストテレスのパイディア思想
2. アリストテレスにおけるムーシケー概念
3. 教育とムーシケー
4. ムーシケーの機能と教育
 - (1) ムーシケーの機能
 - (2) エートス説との関連

5. ムーシケー教育の問題点
 - (1) ムーシケーへの関与の程度
 - (2) ムーシケー教育の制限
6. 自由人の教養としてのムーシケー教育

第3章 西洋近代における情操教育論

第1節 芸術による〈美しき魂〉の教育——シラーの美的教育論

1. 近代の教養概念
2. シラーにおける教育の概念
 - (1) 教育に関する用語の検討
 - (2) 啓蒙との関連
3. 調和の思想
 - (1) 調和と美
 - (2) 〈美しき魂〉
4. 美的陶冶
5. 美的仮象の国

第2節 近代の美的教育における音楽観

1. 近代における芸術観の転換
2. 音楽の自立
 - (1) 模倣から表出への転換
 - (2) 音楽における〈キャラクター〉の表現
3. ゲーテ『ヴィルヘルム・マイスターの遍歴時代』の「教育州」における音楽教育
 - (1) 『ヴィルヘルム・マイスターの遍歴時代』
 - (2) 教育州の教育理念における音楽の役割
 - (3) 音楽に内在する法則性
4. 近代の市民的教養としての音楽鑑賞

第4章 美的体験としての芸術鑑賞

第1節 日本の音楽鑑賞教育創成

第2節 体験美学における芸術受容

1. 創作の美学と受容の美学
2. 近代以前の受容の美学
3. 体験と享受

第3節 ガイガーの美的享受論

1. ガイガーの享受論
2. 美的享受の特質
 - (1) 観照する享受であること
 - (2) 関心づけられていないこと

第5章 理解としての音楽受容——19-20世紀の音楽聴論

第1節 美的把握としての音楽聴取——ハンスリックの美的把握論

1. 『音楽美論』の位置づけ
2. 〈病的把握〉
 - (1) 感覚的刺激
 - (2) 感情耽溺
3. 〈美的把握〉
 - (1) われわれから音楽へ
 - (2) ファンタジーによる追創造
4. 体験から理解へ

第2節 知的理解としての音楽聴取——リーマンの音楽聴論

1. 聴者の能動性
2. 音楽聴の二つの聴き方
 - (1) 音楽表出の三つの衝動
 - (2) 二つの音楽のタイプ
 - (3) 二つの聴のタイプ
3. 主観化と理解

第3節 分析的聴取——メルスマンの音楽聴論

1. 作品の分析
2. 分析対象としてのフォルム
 - (1) フォルマ・フォルマータとフォルマ・フォルマンズ
 - (2) フォルムの根源的諸力
 - (3) フォルムの形成原理
3. 分析の基礎概念
 - (1) 諸力の緊張関係
 - (2) 構成要素
 - (3) 基本構造

第6章 音楽聴の相対化

第1節 共聴への回帰——ベッセラーの音楽聴論

1. 芸術音楽とその聴取
2. 社交音楽とその聴取
3. 聴取の変化
4. われわれの聴取

第2節 分類される聴衆——アドルノの聴衆論

1. 音楽社会学からのアプローチ
2. 「音楽に対する態度の類型」
 - (1) エキスパート

- (2) 良き聴取者
- (3) 教養消費者
- (4) 情緒的聴取者
- (5) 復讐（ルサンチマン）型聴取者
- (6) ジャズのエキスパートとジャズファン
- (7) 娯楽型聴取者
- (8) 無関心な者、非音楽的な者、音楽嫌いな者

3. アドルノの社会学的考察

第3節 音楽聴の相対化と再定義

1. ブラウコプフのアドルノ批判

2. 新たな聴取様態

- (1) 弱い聴取
- (2) 任意の聴取

3. 音楽聴の再定義

- (1) 構造の類型的把握
- (2) 部分の連結——日本の器楽音楽
- (3) 全体と部分——西洋の器楽音楽

終章 情操教育としての音楽教育再考

1. 第1章から第6章の概要
2. 情操教育としての音楽教育再考

文献表

初出誌一覧

2 本論文の概要

木間英子氏のこの論文は、日本の学校教育において音楽教育が情操教育の一環として位置づけられてきた理論的な根拠を、情操教育論と鑑賞理論の美学的な考察を通して明らかにしたものです。木間氏は、横浜国立大学大学院の修士課程でモーツァルトの変奏曲についての修士論文を書いて教育学修士となり、その後、昭和女子短期大学に勤務し、将来幼・小学校の音楽教育に携わることになる学生達への教育指導にあたってきました。そうした中で、木間氏は、日本の学校教育における音楽科教育が、つねに「情操の育成」という理念を掲げてきたにもかかわらず、「情操」という言葉の意味のあいまいさゆえに、教育の実践において共通の認識・理解が確保されておらず、教育現場に少なからぬ混乱をもたらしていることを痛感することが多かったそうです。そうした問題意識から、木間氏は、意味するところのあいまいな「情操」という概念を、ヨーロッパの思想史にまでさかのぼって深く掘り下げ、学校における一般教育としての音楽教育の理念を明らかにしようとする研究に取り組んできました。今回提出されたこの論文は、20年以上に

およぶそうした探求の成果をまとめたものです。

論文の全体は、6つの章で構成され、それぞれの章がさらに細かく分けられています。

まず**第1章**では、日本の学校教育における音楽科教育の方針が、戦前から戦中にかけての皇国民としての情操の育成から、戦後、美的情操の育成に転換したことが、文部省・文部科学省の資料を検討することによって跡付けられます。

続く**第2章**では、情操の語義を、原語とされる *Sentiment* とともに検討したのち、ヨーロッパにおける情操概念の源泉と目されるギリシア古典期のプラトンのムーシケー（音楽・詩歌）をめぐる教育論、アリストテレスが打ち出したディアゴゲー（高尚な楽しみ）としての音楽の重視、といった考え方が考察の対象となります。

第3章では、日本の美的情操教育思想に直接の影響を与えた西洋近代の美的教育思想について検討がなされます。近代になって芸術が模倣から表出へと転換する中で、芸術美の調和的構造を学ぶことが人間精神の調和的発達に繋がると考えたシラーの美的教育論、さらに、ゲーテが長編小説『ヴィルヘルム・マイスターの遍歴時代』のなかで展開した音楽教育論が詳細に分析され、芸術による人間性の教育という考えが打ち出されたこと、また、台頭する市民階級にとって、音楽を鑑賞することが、容易に実現しうる教養体験となった経緯などが明らかにされます。

第4章から第6章までは、芸術体験を情操の育成と関連づけた戦後日本の音楽教育における鑑賞の理論を、西洋近代以降の芸術受容理論、音楽鑑賞理論に依拠しながら考察した部分です。**第4章**では、カントの影響を受けて現象学の立場から芸術の「美的享受」を論じたガイガーが、**第5章**では、自律的音楽美学の先駆者として音楽の知的な聴き方を理論化したハンスリック、音楽構造の分析を通じての理解を重視したリーマン、音に内在するエネルギーの緊張関係の分析を通して音楽のフォルムを認識しようとしたメルスマンといった、19世紀から20世紀前半のドイツ・オーストリアを代表する音楽美学者たちの音楽聴取についての見解が、詳細に比較検討されます。さらに**第6章**では、20世紀後半以降の現代における音楽聴取のありようについての新しい見解が取り上げられます。聴取する音楽の対象を従来のドイツ古典派音楽を中心としたものから、民族音楽やポピュラー音楽にまで広げ、音楽聴取において単に形式や構造のみならず、それらを生みだした時代や社会との関連をも考慮することが重要であるとしたベッセラー、社会学的な観点から音楽聴取の問題を社会の構造と関連づけながら聴衆を分類し、消費社会における音楽聴取のありようを批判的に論じたアドルノの見解、そのアドルノに対するブラウコプフの批判、さらには、メディアの飛躍的な発達という状況のもとで音楽の聴取が受動的かつ他律的なものになっている状況などが、考察の対象となっています。

以上、第4章から第6章において、音楽の聴取についての西洋近代以降のさまざまな見解を詳細に検討した結果を踏まえて、**最終章**では、戦後日本における『文部省学習指導要領』の3回の改訂（1968年、1989年、1998年）を手がかりに、戦後日本における情操教育としての音楽教育の理念の変化について、詳細な検証が行われ、音楽を取り巻く時代状況の変化に応じて、音楽教育の理念としての「情操」の解釈も、微妙な変化を見せてきたことが明らかにされます。そうした検証結果をもとに、著者の木間氏は、芸術音楽の鑑賞による美的情操の育成という理念が、今

日ではもはや、音楽教育の現代的な要請と一致しなくなっていることを指摘し、『学習指導要領』のたびたびの改訂は、その乖離の解消をめざす代わりに、目標の文言は保持しつつも理念は形骸化したまま、学習内容を変えることによって対応してきたに過ぎず、理念と実践とが噛み合わない、ちぐはぐなものになることは不可避だった、という結論をもってこの論文を終わらせています。

3. 本論文の成果と問題点

本論文は、大学と大学院で音楽美学を学んだ木間氏が、やがて女子大学の教員として、小中学校の先生になる学生を教育・指導するようになった中で、戦後日本の学校音楽教育がその最終目的として掲げ続けてきた「情操の涵養」なる理念の内実疑問を抱くようになり、そうした問題意識から、情操教育としての音楽教育という考えの根拠を問い直し、古代ギリシャのプラトン、アリストテレスから18世紀ドイツのシラー、ゲーテ、さらには19世紀から20世紀の近代ドイツの美学者、音楽学者たちの情操教育論ならびに音楽鑑賞理論を幅広く研究し、それらの歴史の変遷を丹念に跡づけ、それらが、日本近代における学校音楽教育を思想的に支えるものであったことを検証したものです。日頃の教育活動のなかでの地に足の着いた問題意識から出発し、「情操」という意味の曖昧な言葉の核心に迫るために西欧の教育思想、美学思想を幅広く研究し、論点を比較・整理し、歴史の変遷を跡づけることにより、現代における「情操教育としての音楽教育」の有効性を検証しようとした本論文は、こんにち、音楽文化の多様化、メディアの急速な発達といった状況のもとで学校における音楽教育の理念も、従来のままでは空疎な念仏になりかねないなかで、まさにいま書かれるべくして書かれた、意義深い論文として高く評価することができます。

とはいえ、この論文になんの不満もない、というわけではありません。古代ギリシャからドイツ近代にいたる時代の情操教育と音楽受容理論についての記述は、長い年月のなかでそれが書かれたその時々の問題意識や関心から書かれたものの集積であるだけに、個々のテーマについての論文としてはそれぞれよくできたものではあっても、この博士論文全体のテーマとの密接なつながりが、必ずしも十分とはいえない部分もあります。また、日本における情操教育の考え方が、18、19世紀のドイツの哲学、文学、美学の影響を最も強く受けていることは間違いないとしても、フランスのルソー、スイスのペスタロッチ、ネーグリといったドイツ以外の思想家、学者たちの仕事にも目を配ることができていたなら、本論文はより充実したものになったことと思われる。さらに、情操教育としての学校音楽教育について、これだけ深く研究し、「情操」という言葉をめぐら問題点を明らかにした木間氏が、それでは今後、日本の学校音楽教育はどのような理念のもとに行われるべきであるのか、という具体的・現実的な問題について、じゅうぶんに説得的な提言を行ってはいないことも、いささかもたたりない気がします。しかし、これらの問題は、著者の木間氏自身も今後取り組むべき課題としてじゅうぶん自覚しているものであることが、先日行われた口述試験においても確かめられました。木間氏がこの博士論文を、ひとつの到達点として、今後研究をさらに深め、また拡げてゆくことが望まれます。

以上のことから、審査員一同は本論文がすぐれた論文であると認め、一橋大学学術博士の学位を授与することが適当であると考えます。

2008年2月6日